

第四十六回国会 文 教 委 員 会 議 録 第二十四号

昭和三十一年五月十三日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事 上村千一郎君 理事 小澤佐重喜君

理事 坂田 道太君 理事 長谷川 峻君

理事 三木 喜夫君 理事 山中 吾郎君

木村 武雄君 熊谷 義雄君

谷川 和穂君 床次 徳二君

橋本龍太郎君 松田竹千代君

松山千恵子君 落合 寛茂君

川崎 寛治君 前田榮之助君

和田 博雄君 鈴木 一君

出席國務大臣

文 部 大 臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

文部事務官 蒲生 芳郎君

(大臣官房長)

文部事務官 小林 行雄君

(大学学術局長)

文部事務官 杉江 清君

(管理局長)

委員外の出席者

専 門 員 田中 彰君

五月八日

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二九号)(参議院

送付)
私立学校振興会法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二二号)(参議院送付)

○久野委員長 これより会議を開きます。
教育職員免許法の一部を改正する法律案を議題とし、政府から提案理由の説明を聴取いたします。灘尾文部大臣

教育職員免許法の一部を改正する法律案
教育職員免許法の一部を改正する法律

教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

(高等学校の教員の特例)
第十六条の二 高等学校教諭免許状は、第四條第五項第二号に掲げる教科のほか、これらの教科の技能に係る事項で文部省令で定めるものについて授与することができ

る。

2 前項の免許状については、第四條第三項の規定は適用しない。

3 第一項の免許状は、第五條第一項本文の規定にかかわらず、文部大臣の行なう試験(以下「高等学校教員資格試験」という。)に合格し

た者に授与する。

4 高等学校教員資格試験の受験資格、実施の方法その他試験に関し必要な事項は、文部省令で定める。

附則第十一項の表所要資格の項第三欄中「高等学校」の下に「盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。」を加え、同表備考第二号中「高等学校において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校を「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)」において第一欄に掲げる実習を担当する教諭の職務を助ける職員」とは、高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。)

以下この号において同じ。に改める。

附則に次の一項を加える。

14 第十六条の二第一項の免許状を有する者は、当分の間、第三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その免許状に係る事項に相当する事項の教授を担当する中学校の教諭又は講師となることのできる。

別表第三の所要資格の項第三欄中「二級普通免許状の授与を受けようとする場合にあつては、を削る。

別表第五の第二欄中「中学校において」を「中学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。))において」に、「高等学校において」を「高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。))において」に改める。

理由
高等学校教育の振興を図るため、教科中特別の事項に関する高等学校教諭免許状の制度を設けるとともに、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員とこれらに相当する盲学校、聾学校及び養護学校の各部の教員との職務の類似性にかんがみ、上級免許状を取得する場合に必要な在職年数について、これらの教員の在職年数を同様に取り扱うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

灘尾國務大臣 このたび政府から提出いたしました教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

このたびの改正案は、高等学校教育の充実に資するため、高等学校の教諭の免許状について特例を設けるとともに、

に、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員の免許資格を上進するために必要とされている在職年数の取り扱いを改め、教員の資質向上への意欲を助長しようとするものであります。

まず第一に、高等学校の教諭の免許状の特例を設けたこととあります。

最近に至り高等学校の教育が普及し、その教育内容も漸次改善充実を見つつありますが、高等学校において、小学校または中学校と異なり、普通教育とあわせて専門教育をも施すのであります。技能に関する教育、指導が特に必要とされる分野が多くなっております。これに対し、現行の教員免許状は、教科の全分野について、大学において所要単位を包括的に履修した者に授与されるためになつておりました。特定の分野のみについて深く指導を必要とする場合に対処するためには必ずしも十分とは申せません。

このため、特定の技能に関する分野に限って、大学の教育を受けたかいかの別を問わず、文部大臣が行なう試験によって、教員として適当な資質、能力を有すると認められた者に対し、教諭免許状が授与されるものとし、現行の包括的な教科の一部に属する専門的な事項の教授を担当できるようにしたものであります。

なお、この高等学校教諭免許状を有する者は、中学校におけるこれらの分野の教育を担当する教諭または講師になることのできる特例を当分の間認めるとし、中学校における教育の充

案にも役立つようにいたしました。

第二に、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員免許状について、その免許資格を向上させる場合に必要とされる在職年数の取り扱いを改めたこととあります。

教員の上級免許状の取得は、良好な成績で一定年数勤務し、かつ、大学において所定の単位を修得した場合に認められることとなっております。この場合、各学校種別に教員の担当する職務の専門性に着目し、修得すべき単位はもとより、必要な在職年数も当該学校に関するものに限定することを原則としております。過般、盲学校、聾学校及び養護学校の各部署の教員の在職年数を、その者の所持する小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教員免許状を二級免許状に向上する場合に適用するよう措置しましたが、今回これらの教員の職務の類似性にかんがみ、資格向上のすべての場合に在職年数を同様に取り扱うことといたしました。これにより、教員の資質向上への意欲を助長し、当該教員の利益を保障できるものと考えます。

なお、中学校または高等学校の実習教科関係教員の資格の向上の場合においても、実習助手を含めて、さきに述べたところと同趣旨の取り扱いをすることといたしました。

この法律は、公布の日から施行することといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上御賛成くださるようお願い申し上げます。

○久野委員長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○久野委員長 次に、私立学校振興会法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。山中吾郎君。

○山中(吾)委員 この法案の質問の前にお聞きしたいことが一点ありますので、大臣にお聞きしておきたいと思っております。

前の文教委員会の際に、在外邦人の子弟の教育について、国内に高等学校または中学校を設置することを要望しておきました。外務省もそこに一掃しておいたわけですが、大臣はその点については十分に努力するということをお答えを受けたと思うのですが、その後新聞には、外交官で国内に帰ってきて、その子供たちを日本の一般の学校に入れたけれども、教育課程が違ふ、日本語は十分しゃべれないというようなことは、ノイローゼになって、そして母と子供が心中をした、親子心中をしたという暗い記事が載っております。その父親というのは、農林省から派遣された在外外交官、まあ臨時外交官というか、この大使館に行きまして、各省から派遣をされた参事官、その他がおるようであります。理事官ですか、おるようであります。国内に帰ったとき、日本語はしゃべれない、日本の教育課程を受けていない。したがって子供は劣等感を持つ、ノイローゼになる、大学には入れない、そういうふうなことの中であらわれてきた現象で、

その奥にはいろいろとそういう悩みを持った家族がいふんおると思うのであります。在外勤務する日本の国家公務員その他は、絶えず交流をいたしておるわけでありまして、ああいう記事を見たについて、ぜひ、少なくとも国内において特別の教育のできるような、在外邦人の子弟だけを収容するところの中学、または高等学校をつくってやらないと、再びそういうことが繰り返されることを明らかに私は感じました。その記事は文部大臣もきくと見られたと思いますが、この間の論議の数日あたりにあらわれたものでありますから、そういう点も特に留意をされて、来年度の予算には一つの実現する課題として御努力をお願いしたい。その場合に大学の付属高等学校あるいは付属中学というものを構想すれば、国立高等学校、国立中学ができるわけでありまして、東京国立に頼むということではないわけでありまして、そういうふうな設置の方法についても国立という姿の中で、日本の外交の発展のために派遣をする人々の子弟であるので、国の責任において特別の教育施設を持つてやるということが当然であると思っておりますので、そういう方法についても含んで、文部大臣が来年度必ず実現してやるということの積極的な御答弁を私はこの機会にさせていただければ、外交官の方々もいふん安心をされるのではないかと、いふん思うので、また予算的にはほとんど私は要らないと思います。そういうことを考えるので、この機会に大臣に、念のための質問というのを申しわけないのですが、お聞きしておきたいと思っております。

○瀧尾国務大臣 ただいまの御質問、先般もきかれて御熱心な御質問でございましたが、問題は文部省といたしましてはかねてから関心を持っていた問題でございますので、御趣旨の点を十分尊重いたしまして、具体的に積極的なことが実現に努力してまいりたいと考えております。

○山中(吾)委員 なおこの機会でございますので、大学の付属高等学校、付属中学という構想は、伝統的には日本の場合には教員養成のための実験学校としての、大学の学芸学部付属中学、高等学校だけの考えしか持っていない。その考えをもう少し拡大をして、農学部付属農業高等学校として、そして農業者の養成に合うような、日本の農業の近代化のために役に立つ経営者を養成するという教育方針を十分やる、そういう付属農業高等学校、こういうことから、あるいはさらに日本の教育というものを、もっと科学技術教育についても、後期中等教育の中でこういう実験的なものをやってみようということも含んで、工学部付属工業高等学校をつくるかと、いまのように在外子弟のための付属高等学校をつくるというふうな、大学の付属の姿の中で教員養成を目的とした実験学校としての中・高等学校ばかりでなしに、農学部においても工学部においてもそういう部面の構想をもっと拡大をしてお持ちになって、そして日本の各県立、公立学校における教育のあり方を、まず最初に国の責任において、国の費用において先べんをつけて、そのモデルを見せるという着想をこの際少し拡大をして考えていただきたい。そうするとおそらく各県の古い習慣があつてどうにもならない、

○瀧尾国務大臣 十分検討させていただきます。ありがとうございました。

○山口(吾)委員 それでは現在提案になっております私立振興会法の一部改正について御質問をいたしたいと思っておりますが、どうもこの法案の問題について根本的に一つ疑問がございますので、その点について局長から、この各種学校というのは学校教育法に基づいて学校教育法の八十三条ですが、これに規定された学校であります。学校教育に類する教育」ということになっておるのですが、その点について学校教育でない教育というあいまいな概念が前提になって各種学校が出てくるわけですね。そこで一体学校教育というものは文部省ではどういうものを考えておるのか、学校教育にあらざる教育というのか、これをひとつ明確にしておいていただかないと、この法案は学校教育に類する、学校教育ならざる教育に対する融資で、一つの新しい、学校教育にあらざるものに国が援助をする、あるいはある程度のタッチをするという法案なので、その点を明確にしておいてもらいたい。局長のほうからお答え願いたい。

○杉江政府委員 ここにいます学校教育は、いわゆる第一条の学校をいうのであります。一条の学校は申し上げるまでもなく幼稚園、小・中・高等学校、短大、高専、大学、こういうふう

すべての者が腹の中ではこう改革しなければならぬと思つてできない悩みというものを、国の力によって開拓ができるのじゃないかと思うので、この点もお考え願つておきたいと思つております。御答弁いただければありがたいと思つております。

にそれぞれ修業年限とか、教育内容に
ついても国の基準がきめられておりま
すが、第一条の学校をさしておるわけ
でございませう。それに類した教育を行
なう、これを各種学校で一括している
わけではございませう。この場合に類する
というこの内容が問題になっており
ます。これについては法的な解釈は確
定してないといつていいと思います。
ただいわゆる一定の施設を持ち、組織
的恒常的に一定の教育内容を行なう、
そういうものをさす、こういうふうに
私も考えております。

○山中(吉)委員 その御答弁では解決
にならないので、いわゆる形式論理的
に、第一条に規定しておる以外は学校
教育ならざる教育だ、そういう御答弁
を求めているのではない。実質的に学
校教育というものはこういうものだ。
学校教育ならざる教育というのは中身
からいってどうだ。その法律の規定に
よるのでなしに、実質的にどういう思
想のもとに二元的にお考えになってお
るのか、それを聞かないと——これは
なぜかという、部分的に法律で教育
振興法と名のつくものは、国が援助す
る実内容を持った法律なのでありま
す。逐次出てくるわけですが、全体の
終着駅がわからないのです。文部省
が終着駅を持ってない。われわれも
ちょっとわからぬ。日本の学校教育
制度はどこに終着を考えているかとい
うことを一応論議しないと、学校教育
ならざる教育に対してまた少し援助が
出てきた。そのうち補助の論理も各種
学校団体から政治に働きかけてくるは
ずです。そこで一体文部省としての、
学校教育というもののについての確固た
る実質的な定義です。いまのような

法律的な、一条に書いてあるのが学校
教育でございませう。中身のな
い御答弁でございませう。そういう御答弁はよく
の質問に対する御答弁にならぬと思うの
です。それを御答弁できなければ研
究して次の機会に御答弁していただい
てくださる。

それからいよいよ局長が学校教育ならざ
る教育というもののについては現在明確
な規定はないのである、わからないとい
う御答弁があったのですがね。そう
いうあいまいな御答弁のままでいいの
かどうか。それを含んで御答弁をいた
だきたいので、次のときでもけっこう
ですが、いま答えられるとすればその
答えられる限界まで、中身で答えてい
ただきたい。

○杉江政府委員 いま御質問のような
意味の学校教育の概念、定義というこ
とは、十分御期待に沿うような御答
えは、いま直ちにむずかしいと考
えま。ただ私的常識的に考へまして、教育
という事業は国の重要な事業であ
る、これをその公共性と一般性を考
へまして、国民の心身の発達に即して
最も合理的な編成のしかたということ
がそれぞれの状況に即して考へられる
わけだと思ひます。この学校教育のあ
り方というものはもちろんそれぞれの
状況によつてそのあり方が違ふ。しか
し戦後の日本におきましては六三制と
いう学校教育の一般的なあり方が規定
された、これが教育を行なう上に最も
合理的なあり方だ、こういうふうな規
定されて、いまの幼稚園、小・中・高
校、短大、高専、大学というふうなも
のが規定された。これが国民の教育機
関として代表的なものであり、最もそ
の整備、充実、その発展に努力すべき

国の教育機関だ、こういうふうによ
規定いたしまして、そして、しかし教
育の仕事はそういうふうなわが定型的
なものだけではおこなえない面があ
る。そこでその教育及び教育機関を
もっと広くとらえて、その正しいあり
方を助長するよう国の施策が必要に
なつてまいる。そこで第一条の学校、
たゞいま申し上げたような定型化され
た学校教育のほかに、それに類する教
育を行なうものを一括して各種学校と
してとらえたものだ、かように私は理
解しております。そういうふうな、い
わゆる定型化された学校というものか
らはみ出るものにもなお教育の重要な
機能がそこに営まれる、そうしてまた
その教育の公共性、一般性に着目して
そのあり方についても国は十分注意
し、その健全な発達を見るように努力
する必要がある。こういう意味にお
いていろいろの面においての助成をす
ると同時に、規制の手段が考へられて
おるのだ、こういうふうには私は理解
しております。

○山中(吉)委員 少しわかつたよう
なわからぬような感じがするがね。公共性
という一つの具体的な規定が出てきた
わけだ。公共性の非常に濃厚なのは
学校教育だ。公共性と一般性というこ
とが使われた。公共性と一般性の希
薄なものが学校教育ならざる教育だ、
こういうことですか。それが一つ。
それから社会教育と学校教育という
二つの分類が、戦後のわれわれの常識
にあって、このほかに何か学校教育な
らざる、社会教育ならざる教育がある
というアイデアの中にこの各種学校と
いうのがあるのですか。どういうわけ
ですか。

○杉江政府委員 一般性、公共性の概
念も必ずしも明確でないと思ひます。
しかし、小中の義務制にとつてみれ
ば、すべての国民がその教育を受けな
ければならないという意味においてき
わめて一般的であり、公共的である、
また国民の人間形成の上においてきわ
めて大きな意義を持つ、こういう実質
的な意味におきまして、その公共性
はきわめて高いと思ひます。それじゃ
それからはずれたいわゆる学校教育に
類する教育を行なうものが、その教育
的意義において薄いかどうか、そうい
う比較は私はかなりむずかしいと思
ひます。

ただ、そこでの差異は、一般性にお
いて差があるように私は思ひます。各
種学校のあれから見れば、それは教育
として非常に高い意義を持ち、社会的
にきわめて有用な機能を持つている各
種学校が相当あります。だから、それ
らがいわゆる公共性——公共性の意味
いかんではございませうけれども、それが
何か教育機関として意義が一段と低い
というふうには、必ずしも言えないの
ではないかと思ひます。むしろ基本
的、基礎的なものであり、より一般
的なものであるという意味において、私
は第一条学校のほうにそういう点にお
いて特色がある、各種学校のほうは
いわば特殊な意味を持つてゐるのじゃ
ないか、そういうふうにお考えになり
ます。必ずしも十分なお答えになって
いるかどうか疑問でございませう。こ
れ、一応私の考え方を申し上げます。

○山中(吉)委員 わかりません。
それなら、たとえば電気通信大学なん
か非常に狭い技術を目的としておる。

これは大学として認可をされておる。
ところが、一方に被服あるいは料理、
自動車という学校は各種学校にされ
ておる。そうすると、あなたの言う一般
的であるかどうかということについて
は、各種学校といわゆる学校との区別
の基準は現実には合わないと思ひま
す。それから公共性ということにつ
いては、どの教育だって公共性があるの
で、一体公共性のない教育というのは
ちょっとわからないのです。それはも
ろ教育じゃないのじゃないかと思
ひ、そういうことを考へ、また学校教
育、社会教育以外の第三の教育を考
へて、各種学校という一つの制度を学
校教育法の八十条に規定されておる
のかどうかお聞きしたら御答弁がない
のですが、いづれにしてもこういう各
種学校というものを日本の学校制度の中
に明確に位置づけをされないで法案を
出されて、これはいまだ融資の法案で
す。次は補助が出る可能性はあるで
しょう。ぼくは反対しているのじゃ
ないです。出すべきなら大いに出して
いい。そうしてこの法案の中に、その
各種学校に対して補助をするのでなく
て、そのうちの科学、医療その他の関
係だけに出すという中身を前提として
おるわけ、もう少しその辺を、基礎
的なものの考え方を吟味していただ
いて、われわれ審議をする者には明確な
一つのめどを与えていただかないと、
この法案には簡単に賛成申し上げられ
ない。きょうあげるといふのも無理な
のであって、そこでもう少し論議を
していただいて、みんなにわかるよう
に御答弁をいただく必要があると思
ひます。お話を聞いておると、局長自身
も私に答弁しながら自分で半分くら

いわからないで答弁をされておるよう
な気がするのです。公共性ということ
を言われたけれども、一体公共的な
る教育がどこにあるのか、それはな
いと思うのです。それなら薄いか濃
いかということかと思つて、どうい
うことを言つておられるのだらうと、文部省で
出しておられるこのプリントを見る
と、何か法人になっておるのが公共性
だといふふうな説明にしか受け取れ
ないのです。一、二とあります、二の
ころに、「各種学校の現状にかんが
み、これらの私立各種学校を振興す
るためには、その特色を生かし、かつ、
これらのうち、公共性の高いもののみ
を包摂する学校制度の創設を検討す
る必要がある。」ここに公共ということば
を使つておる。「しかし、これらの私
立各種学校のうちでも学校法人および
準学校法人の設置するものは制度上個
人財産から完全に分離されていて公共
性が高い」とすると、法人に財産を
移したものは公共性が高いという定義
になつておる。「現行制度のもとにお
いても国の助成の対象となし得るもの
である。」そうすると、文部省のお考え
の公共性ということとは、その学校の教
育内容には関係ないもので、経営主体が
学校法人であれば公共性があるのだ、
こういうお考えの説明にしか私は受け
取れない。そういう浅薄なお考えで文
教政策をお進めになることにはある意
味では反対なんだ。その点はこの説
明にある考え方がこのとおりなのかど
うかということをお聞きしたい。

判定は、個々具体的な事実即して判
断せざるを得ない。一般的にはその判
断はむずかしいと私は思います。
ところで、国が何らかの助成その他
の措置をいたします場合には、やはり
もっと一般的なその制度の特色に着目
して、その範囲を定めていく以外には
ないと思ひます。そこで個人立の場合
と法人立の場合とどちらが公共性が高
いかということを一般的にいいますな
らば、やはり法人立のほうが公共性が
高い、これはおそらく常識でもあらう
と思ふのでありますが、個人立の場合
には、個人財産といふゆる教育事業に
付随する諸般の財産、また個人の収支
とその学校事業の収支とがほとんど一
本になつて分かちがたいような状態に
なつておる。だからいふゆる個人のも
うけのために教育事業が行なわれる可
能性がそこにならあると言つていい
のであります。教育がもし営利のため
に利用されるという面が強く出ます
と、それは教育内容そのものにもか
りゆがみが出るおそれがある。しか
し、法人の場合、法人の公的な意味に
即してそれが正しく運営されるなら
ば、そのような弊害はないはずでござ
います。実際にも一般的には比較的
少ないと思ふのでございます。そうい
う意味において、国が保護助成する
という範囲をきめる場合には、法人立
のほうが公共性が高いものとして、その
範囲に限定するということは、私は、
妥当な方法であらうと思ひます。

○山中(吉)委員 教育の公共性という
論議でなくて、国が特別の便宜を財政
的に与えるわけであるから、その効果
が個人の所有に帰するということとは不
適当であるから法人立のものに限ると
いうことだけなら私はそれは賛成なん
です。しかしあなたのように、学校
法人の経営だからその教育は公共性が
あるという、その論理を續けておれ
ば、文教政策のどこかに間違ひがある
のではないかと、戦前の慶應義塾とか早
稲田といふものは、どんなに高い教育
方針でつづいた人材が出ておつても、
個人の経営だからそれは公共性がない
のだ、しかし法人にすれば公共性があ
るということになつてしまふと思ふの
です。戦後は、全部学校法人に切りか
えろという奨励政策があつて切りか
えつたから、事実においてはそう変
わりはないと思ひますが、学校法人だ
から公共性がある、だから補助する
という考え方はおかしくないですか。た
だ、援助した帰属が個人に帰さないで
法人に帰するのだ、そういうものに對
してだけとにかく国が融資を考えると
か免稅するといふならわかるのです。
そうでなく公共性がない教育、それを
何か各種学校にするとか何とかとい
う先ほどの説明もあるものですか、
その点を明確にしたいだかないと、
その考え方が、法案が出るごとき思
いつきの法案になつてくると思ふので
お聞きしておるのです。

○杉江政府委員 先ほど申し上げま
したように、そこで行なれておる教
育の実質に着目いたしますならば、個
人立の場合と法人立の場合とで形式的
に區別することは、あるいは妥当でな
いといふことも言えるかと思ひます。
しかし私は、学校法人立のものが一般
的に制度として公共性の高いものだ、
こういうふうな表現のしかたもあなが
ち不当ではない、こう思ふのでありま
す。しかしその点は表現のしかたの間
題でありますから、私の考え方を固執
しようとは思ひません。さしたつて
は、この助成の対象の範囲をさうい
うに限定することが妥当だ、こうい
ふふうな意味でけつこうでございま
すけれども、ただ、しいて申し上げるな
らば、さういふ国が保護助成その他
の規制の対象とする場合には、やはり
制度として一般的にこれを評価し位置
づけなければならぬ、さういふ場合
にはやはり法人立のほうが一般的には
公共性が高いと判断するということ、
さういふ考え方も私は必ずしも不当
でないといふように考えてはおります
けれども、しかし繰り返しますけれど
も、その点については御指摘のよう
な意味合いもあることでございますか
ら、私は固執いたしません。

○山中(吉)委員 この点はあと繰り返
し御質問いたしません、私にとつて
は大事な考え方の違いがあるのです。
あなたの考えておるところは、国立が
一番公共性が高い、公立はその次だ、
学校法人立はその次の公共性の低い
のだ、そして純粹の私立のものは公共
性がないのだという思想なんです。そ
の思想が伝統的にあるから、国立、私
立の場合の補助、融資の問題でも、こ
の間大臣も来て論議しておる要
点の裏はそこにあるのです。それで
はなく、その点考え方を直してもらわ
なければならぬと思ひますのは、教育
基本法に合致をし、そして現実に学校
に関する法規があつて、法規のもとに
りつぱな設備があり、教師があり、教
育内容もりつぱである、そしてある国
立の新制大学よりもいふゆる私立の大
学のほうが、内容的にも教育の方針を
入つておるのじゃないか、その点を申

おいては一割以下になるわけでありませんが、一割の範囲に広げることにおいてもなお私学振興会からの貸し付け資金に限度がありまして、そう多くこち

らへ回すことができない、事情がありますから、まず窓口を開く、当面最も緊急なものにひとつ助成する、こういうことで、政令、省令ではその範囲を限定して、まず科学技術者養成に関連する部門のみその対象とする。だから当面は対象校がわずかに三十程度でございすけれども、今後これを拡充強化する余地は残っておるし、そういう努力を今後払いたいと考えております。

○川崎(電委員)　そういたしますと七千八百幾つある各種学校のうち、ここて言っております公共性の高いものは一割以下の約三十校にしかすぎない、こういうふうに見てよろしいですか。

〔委員長退席、上村委員長代理着席〕

○杉江政府委員 七千八百ですから、その一割としては七百八十になります。す。

○川崎(寛)委員 だから今度融資の対象にした……。

○杉江政府委員 法律でここにいる職業技術を目的とする各種学校等という範圍は一応七百八十なのですね。しかし現実にとしから融資する分野はなおしぼられるわけにあります。そしてそれは政令、省令でしぼります。その結果としまして融資の対象になるものは一応三十校ということになります。

○川崎(寛)委員 関連でたいへん恐宿

ですが。そうすると一割が七百八十、そのうち今度しぼって一つの窓口、突破口として三十校ぐらいを対象にしよ、ということになっていきますと、あ

ているというような事実も統計にあつてゐるわけだ。そういうふうなことがあるので、何か技術をおもな目的とした学校の中に、また一般教養を持つてゐて、技術を主とした高等学校程度の学校、大学程度の学校というものゝ、やはり終着駅として考えていくべきではないかと思ひます。大学問題については自民党では大学制度小委員長に坂田道太さんが、この間ちょっと公報を見たら出ておりましたが、あれは次の急増対策のほうかとも思うのですが、各種学校そのものの中に現実の需要があるので、どんどんふえておると思うのです。自動車、電気その他狭い、百種類ぐらいのものがある。それをあいまいもこにしておかないで、やはり大胆に一つのアイデアを出すべきだ。私は私らで、また批判したり論議するかもしれないけれども、一応この法案がだんだん出てくる限りは、責任のある政治の立場で出すべきではないか、そう思うので申し上げたので、御検討願ひたいと思ひます。

それから、大臣お出かけになるので、一つだけお聞きしておきたいと思うのですが、一たん社会に出た者を教育する再教育機関、これは各種学校に入っているのかいないのか。それから短大関係の法案も出ておるわけですが、技術を目的とした大学もお認めになるといふ思想ができておるとすれば、この各種学校そのものも学校教育として認める思想と一つでなければならぬと私は思うので、いま出ておる法案の二つの中にも、一つの矛盾があるんじゃないか。思想を統一する必要があるんじゃないかということが一つと、それから免許法の改正が参議院か

ら出てきておるわけなので、各種学校の場合教える方の免許資格の問題が、学校教育にすると現在の免許法に基づいて、実際の技術はなかなか深いけれども、免許状を取るところの一般教科の資格がないのでやれない。学校教育にすると資格がうるさいので、教育はできない。むしろ各種学校にしておくと資格がない先生でも技術の非常に深い人を講師にして教育ができるという便宜がある。こういうような一方の論議が各種学校の方面からあるわけです。しかし今度の免許法が出てくると、技能免許を認めるという法律が一方に同時に出ておるわけです。そうならば、各種学校についての構想も、何か一つの終着を持ってお出しになっておるのかと私はかつてに考えている。またそういうことをこの法案全体の関連において、今度の国会は法案ができるまでは論議をしなければならぬじゃないか、そういうことも思うので、先ほどの学校教育の定義がいまいで少しもわからないのですが、再教育機関は学校教育と考えないのかどうか。これは大臣にお聞きをしないほうがいいようにですから、局長でけっこうです。

○杉江政府委員 御質問がはつきりつかめなかつた点もあるかもしれませんが、まず第一に再教育機関は、各種学校として存在するか、認められるかという点については、もちろん再教育機関も各種学校となり得る。再教育機関であるかないかという点は、各種学校として認められるかどうかということとは関係のないこととごさいます。第一条学校についてどうかということでありまされども、再教育機関のみを目的とする第一条学校というものは、現在のところ制度的にはないと思います。ただ実質的にはそういう色彩の強い学校があるわけでありま。たとえば短大等については、会社の従業員の資質向上のためにそれを主として、実質的にそういうことをねらった私立の学校があります。そういう意味で実質的に見るならば、再教育機関としての色彩の濃い第一条学校もある。しかし制度的に第一条学校のみを対象とするという、制度的に再教育のみを行なうという、いわゆる第一条学校はない、私はかように理解しております。

○山中(吾)委員 一たん社会に出て、さらに勉強したい、あるいは勉強さすというものが再教育機関とすれば、たくさんあると思うのですが、それは各種学校でもない、学校でもない、何か別なものになっているのかどうかお聞きしたいのですが、そういうのはあるのですか。

○杉江政府委員 各種学校には、そういう機能を持った学校があります。

○山中(吾)委員 再教育なるがゆえに、学校として認めないという思想があればおかしいと思うので、教育内容によつて、学校教育とみなすかどうか論議すべきだと思ふのですが、それがひとつ。それから予備校というのはどうなんですか。

○杉江政府委員 現在は一定の要件を整えれば各種学校と認められております。

○山中(吾)委員 予備校というふうなわけのわからぬ、と言つては経営者が聞くとおこられるかもしれないが、現実需要のあることはわかつておるのですね。大学に入るための準備教育、

これをとにかく学校教育法で公に認めるといふことについてはどういう根拠によるわけですか。

○杉江政府委員 各種学校としては現在認められております。これはやはり学校教育に類する学校だ、こういうふうな判断して認めておるわけでありま。

○山中(吾)委員 学校教育というものの定義が明確に内容的に答弁がないので、いったりきたりしておるわけですが、いわゆる幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学これ以外のものは全部各種学校である、こういうことですか。

○杉江政府委員 形式的にはそうでございます。

○山中(吾)委員 そうすると、たとえば洋裁学校が洋裁高等学校になるということも認められるのでしょうか。たとえば新宿の文化服装学院、あそこは短大、大学が認められておる。したがつて各種学校の内容が、狭い洋裁の研究であらうが、料理の研究であらうが、自動車技術の養成であらうが、その内容が高等学校教育程度であり、短大の程度であれば、それに応じた段階のいわゆる認可をすればそれが学校になるところの教育課程というものを取り入れれば、これは学校にする、こういうことになりませんか。

○杉江政府委員 教育内容のみならず、その他施設設備等の一定の基準が要求されるわけでありまされども、そういう要件が整えば、高等学校またその他の第一条学校になり得るわけでありま。

○山中(吾)委員 そこで現行法でそう

いう狭い技術、目的を持ったいわゆる学校をお認めになるわけですね。

○杉江政府委員 第一条学校については、教育課程の基準が定められておりまして、それによらなければならぬわけでありま。ただ職業課程の基準には、かなり弾力性を持っておりまして、時代の進展に應じて、かつてはあまり専門的過ぎると思われた分野も、現在かなり一般的に社会に需要が出てきたという面については、そういったコースがだんだんふえてまいっております。そういった意味において、いまの各種学校で行なわれております教育内容のかなりの部分は、これを教育課程の基準に合わせて行ないますならば、第一条学校になり得る性質のものがかなりあると思ひます。

○山中(吾)委員 そうしますと各種学校といわゆる文部省の考える学校教育との差別、それに対する国のタツツのしかた、一方は厚く、一方は薄くというものの考え方の根拠、それはどこにあるのですか。

○杉江政府委員 そういう御質問に対しては、やはり国が何か保護、助成その他の規制を加える場合には、制度的につかむ以外にないということにござります。それとたとえば服飾の課程をとつて考えますと、これは高等学校であればやはり一般教養科目がありまして、それは履習してもらわなければならない。しかし各種学校ではそういうような要件がありませんから、それが非常に薄いものないしほとんど全くないものが現に各種学校として行なわれております。ただその場合の技術の程度は各種学校のはうがむしろ高い場合も相当ありま。

ります。そういうふうにいろんな点で学校教育になるとやはり国の各般の基準に合致せなければならぬ。そういう点において区別が出てまいります。がしかしそれに似たようなものがやはり各種学校のほうにもあるわけでありまして、その間の区別というものは非常にデリケートであり、私はきりぎりのところは制度的にそれを割り切つて扱ふ以外にはない、こういうふうな考へております。

○山中(吾)委員 そうすると、学校教育法改正をして、たとえば小学校、高等学校、大学、専門学校の中に入れるわけですが、何か小、中、高以外に職業学校とかあるいは専修学校とか、そういうものをいれて各種学校をその範疇にするとそれが差別がなくなる、こういうことになるわけですか。

○杉江政府委員 そういう考へ方が、私も成り立ち得る有力な考へ方だと思ひます。専修学校なり技術学校なり、そういう新しい学校制度、これをその取り扱いを第一条学校とほとんど同じにするということは、各種学校制度改善の有力な考へ方だ、かように考へております。

○山中(吾)委員 高等学校には工業高、商業高とあるわけだから、各種学校が高等学校程度の教育をしておる限りは、そのまますべてのまますべての高等学校とか料理高等学校とか栄養高等学校とか、そういう現在の第一条の姿のままで認めていく方法と、六・三制というものの単線型をもつと複雑にして、いろいろ学校別なものをつくるかどうかということが論議になると思ふのです。私は、現在の各種学校そのものをそのまま学校として認めると

いう方向をおとりになれないかどうかというところをお聞きしたいのです。

○杉江政府委員 現在の各種学校のあとの千差万別の態容をそのままにして、これを何らか……。

○山中(吾)委員 高等学校または短大という方向に持っていくことはできないか。

○杉江政府委員 それは私も無理だと思っております。やはりこれを何らかの形で制度化するという場合には、先ほど申し上げましたように、この中で望ましいものを一つの範疇にまとめ、制度化していく、こういうことになるか、かように考えております。

○山中(吾)委員 その点についてひとつ基本的な方針を私は早晩出してもらいたいと思っております。御検討を願っておきたいと思っております。一つの矛盾はどういうことかといいますが、看護学校もこれは各種学校でいい、看護学校というものは、中身は学校教育法からはずすという理由は一つもない。中身を見ると一つもないのです。ところが一方に参議院の法案の中に、育英会法の一部改正がある。そして養護教諭の養成所——看護学校で、学資の給与その他は学校でないからやれないとかという一つの立法精神のもとに法案があるのです。そういう理屈のない差別の中に、現実には各地方地方においては看護婦養成所というものは学校だと思っておられ、中身もそうなんです。しかも一方の国の差別待遇というものは非常に不利なものがある。その点が現実には合わないというのです。そこで各種学校の中で、局長の言うように差別をすべきもの、学校としてみなしていくべきもの、差別をしない

いはうがいいものがあるのだから、その辺の精神を明確にすべきだということなんです。これはいかがですか。

○杉江政府委員 御趣旨の点は私も多分に同感でございます。そういう御趣旨の線に沿っていろいろ検討している段階でございます。

○山中(吾)委員 ほんとうに検討してください。それによって今度の出ている法案の吟味のしかたも変わってくるので、局長には無関係の法案かもしれないけれども、それはひとつ……。

その点からいって、ここにある具体的に——これは政令で適用される内容なんです。5、のところに事例をずつと出してあるわけなんです。こういう基準の場合に、社会的必要の必要な部分ということをお前提としてこれは限定されたのか。そのほかに理由があるのですか。

○杉江政府委員 科学技術者の養成というこのほかに、やはりこういう技術者養成については施設設備に相当金がかかる。やはりなかなかもうけの少ない分野だ、そういう面もあるわけでございます。だから科学技術者養成という要請のほかに、いわゆる公の助成を他よりも一層必要とする、こういうふうな意味合いも加えてこういう範囲を考えたわけでございます。

○山中(吾)委員 社会的需要があった、そして収益が少なく、客観的に学校経営は自給自足はできないというものに限定した、こういうことですね。ほかには理屈ないでしょうね。

○杉江政府委員 大体そういうふうに言っております。よろしいと思っております。

○山中(吾)委員 一応単純にその辺にしておかないと、私は教育的な思想が入ってしまつて、これはあと回しでこれはどうだということでは困るので、客観的にそういう学校経営はいわゆる事業としては成り立たない、社会的需要は多いのだけれども収益が少ないうもの、単なる単なる思想にしておいた方がいいと困る。そうではないと、先ほどの公共性とかいうことの中にも非常に複雑に論議をしなければならぬ。その点は明確にしておいていただいてください。どう思われますか。

3、のところに、「とくに職業に必要技術の教授を目的とする法人立各種学校における教育は、職業に直結した技術教育により社会にきわめて有益な貢献をしており、ここに何か自主的な公共性というふうなものがある程度思想を出されておられるのですが、これは現在職業と無関係の各種学校といふもの、どこにもないもので、何らかの職業に關係して出ているものが各種学校といふものにして出ているわけですか。そこで職業に必要な技術を目的とする法人といふことを特に出しておられますが、職業技術に關係のない各種学校といふのはあるのですか。考えておられるのですか。

○杉江政府委員 その場合いい例を、私も、いわゆる浪人学校、予備校、それからもう一つ、ちょっとデリケートな面がありますけれども、朝鮮人学校等は、この範疇に入らないものかと考えております。

○山中(吾)委員 そこで、大体私は質問はこれくらいで、あと中身のことをお聞きすればいいのですが、いま一つ疑問があるのでお聞きしたいのです。が、自治大学とか防衛大学、あれは省立といふのですか何といふのですか。

からないのですが、ああいう文部省の管轄でない大学がございしますが、これは各種学校に入るかどうか。

○杉江政府委員 学校教育法八十三条に「学校教育に類する教育(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものを除く。)」という規定がございしますが、ただいま御指摘のようなものは他の法律の特別の規定に基づいておられるものが多いのでありまして、そういうものは各種学校ではございせん。

○山中(吾)委員 他の法律に基づいた場合には、学校教育と少しも変わらなくとも学校教育にはならないのですか。

○杉江政府委員 そういう場合は実際上はほとんどないと思ひます。けれども、形式的にはそういうことになり得るわけでございます。他の法律の特別の規定に基づいて設けられているものについては、そういうことも絶対ないとは言えないと思ひます。しかし事実上ございせん。

○山中(吾)委員 戦前の水産学校とか船舶学校とか、文部省に關係のない学校があれ——あれは講習所といったかな。やはり法律上はあれは学校とみなした。しかし、中身は同じじゃないですか。だから、法律上認めない、法律上違ふ、現行法上学校にはならない、あるいは学校教育法の学校にはならない、こういう意味なんですか。

○杉江政府委員 結局他の法律の規定に基づくものについては、その内容のいかんを問わず、各種学校の範疇から除かれる、制度的にはそうなっているわけですが、ただ実際上そういうものは現在のところほとんどありません。

○山中(吾)委員 実際上あるが法律上

はないのだ、こういうことでしょうか。学校教育と中身は同じものがあるが、法律上はないのだ、こういうことだと思ひます。

最後に聞きたいのですが、この法律がもしできれば、この法律の思想の中に、学校法人であるという条件を持った学校であることが一つ、それからその中で科学技術、医療関係とか、そういうものを具体的に限定しておるといふこと、そのほかに一定の設備とか施設とか、そういうものがどこで基準にされておられるのだね。こういうことを限定されておられる。将来はさらに需要に応じて拡大をされていられる方針なのかどうか、あるいはさらに拡大する場合には、いわゆる学校として制度を検討してでなければならぬという考えなのか。これは大臣に聞く問題かもしれませんが、一応文部省でこの法案を提案するまでに論議をされている経過があれば、お聞きしておきたい。

○杉江政府委員 当分の間は私も今度つくられます措置によって実施してまいりたい。もちろん予算額をふやす等のことは考えますが、早急にこの拡張を考えたという考え方は、現在のところ持っておりません。しかし、先ほど御指摘のありましたような各種学校制度それ自体の改善ということ、これが後期中等教育をどうするかという課題とも関連いたし、その他臨時行政調査会から提起されておられるような問題、それから税制上の問題等もあって、やはりこの制度化を考えざるを得ないのではないかと考えておられることも事務当局は持っております。そういうふうにし

て、その制度化の問題が出てまいりますと、おそろしくいまります措置は、これが発展的に新しい制度の充実にいふふうなものに転化し、より発展させられるというところは考えられます。そういうふうな一つの見通しはありますけれども、しかし、その制度化の問題は、やはり慎重に処理しなければなりませんので、そうした諸般の情勢を見て、今後どうするかひとつ十分検討してまいりたいと考えております。

○山中(吾)委員 当分の間というその当分というのは、最近でたために使われて、一体二、三年だか、二十年、三十年だかわからぬので、当分の間というのではどうにも答弁にならぬと思うのです。それは聞かないことにします。が、制度化しなければ、もうこれ以上拡大しない、一定の学校制度としてこういうものを一かためにした制度は考えない——これは六三制全体の大問題だからあとに残るのですけれども、そういう制度化をしなければこれ以上拡大しない方針で提案されておられるのかどうかというのを聞いておるのです。

○杉江政府委員 そうではございません。この法律では職業に必要な技術の教授を目的とする法人立各種学校ということになっておりまして、あと政令、省令でしぼるわけでございますから、当然法律であらわされておる範囲までは広げることは今後考えていい問題でございます。ただ予算上の問題その他いろいろ問題もあり得ると思ひますので、その拡大については慎重に検討したい、かように考えておるわけでありす。

○山中(吾)委員 最後にまあ形式的にこういう教育の内容それから人員その他が入れられておるのですが、実際は地方においてはその経営者の人格、識見その他も含んで、ここに予定しないような、非常に援助してやってしかるべき各種学校が出てくるわけですね。一定の基準にはまらないかもしれないが、そういうこともあるので、省令で定めるから国会の審議から離れてしまふと思ふのですが、各種学校に対しては、原則的にはとにかく一定の内容、一定の基準に当てはまるものがあれば融資をするという方針である。将来さらに拡大をしてどういうものを対象にするかどうかということは、これ以上制度化しない限りはやらないというのではなくて、その現実に応じて処理していくつもりだ、こういうふうな受け取っておいていいですね。

○杉江政府委員 そのとおりでございます。

○山中(吾)委員 私は、一応これで質問を終わりますが、なおできれば学校教育とその他の教育機関とについて、もう少し明確に納得できるように答弁ができれば、文部省の中で検討して、次に御答弁願いたいということを要望しておきます。

○上村委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十五日金曜日午前十時より開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

文教委員会議録第二十一号中正誤

へい 段 行 誤 正

二 二 二九 名義 名義

三 三 一二 資本金の 資本金の

四 四 八 二分の 二分の

七 三 二七 どうやって どうやって

八 三 終り三 いろいろな いろいろな

文教委員会議録第二十二号中正誤

へい 段 行 誤 正

五 二 終り六 おりすま おりすま

昭和三十九年五月十六日印刷

昭和三十九年五月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局